

旧職域部分（未裁定分）の遺族給付見直しについて

【当初案】

- ・従来の遺族年金の2/3水準の「20年—年金支給期間」分を一時金として支給



【修正案】

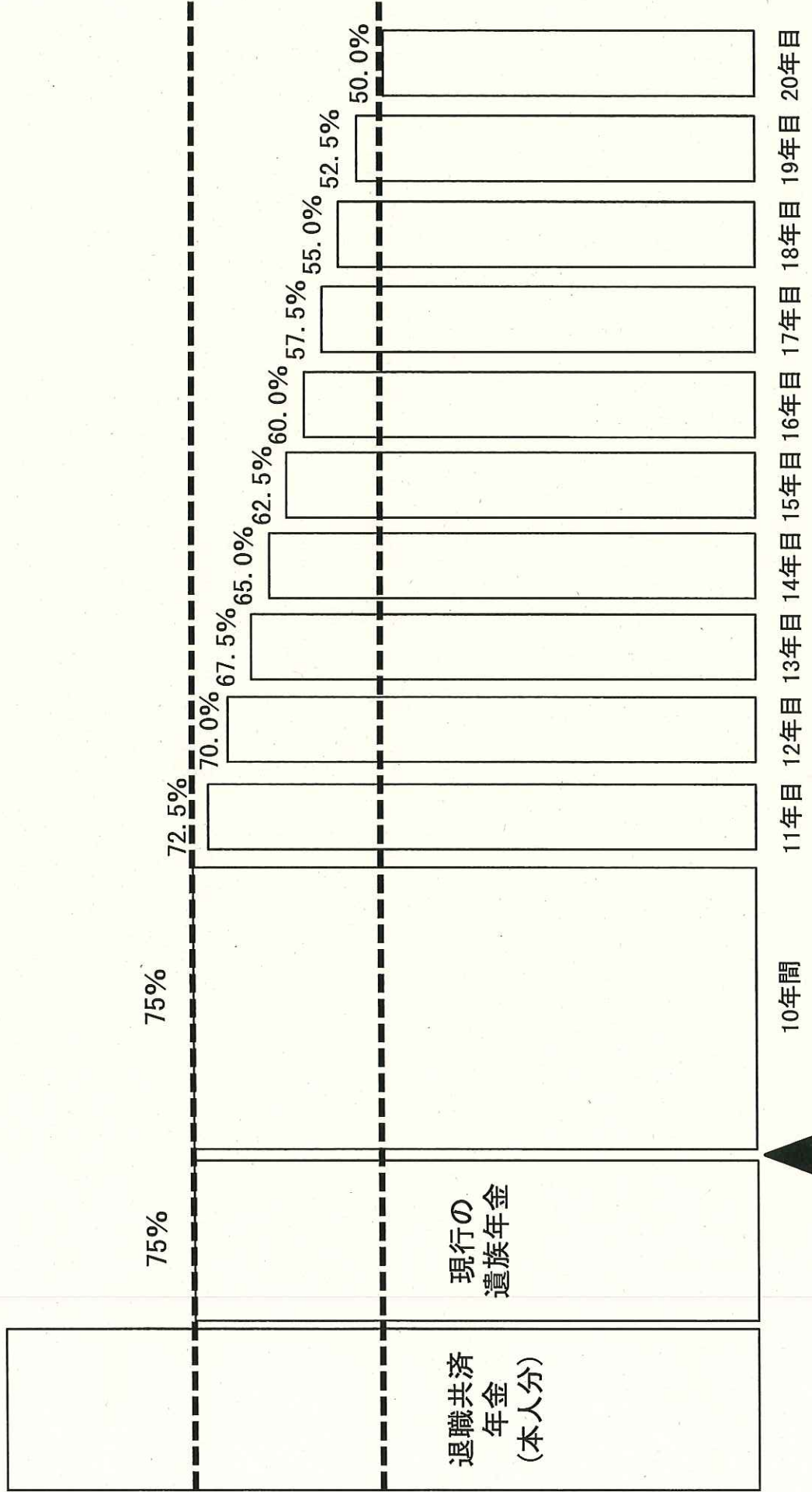
- ・従来の遺族年金の2/3水準の遺族年金を終身にわたり支給



【最終案】

- ・遺族年金の水準は10年間は現状通り。その後10年間かけて段階的に引下げ

旧職域部分（未裁定分）の遺族給付見直しについて



10年間

H27.10

退職共済
年金
(本人分)

現行の
遺族年金